

地域活性化・経済危機対策 補正予算を可決



第28回宥粟市議会定例会（6月議会）は、5月22日から6月24日までの会期で開かれ、24議案すべて可決（承認）しました。

主な議案の内容

市税条例等の一部改正

住宅借入金等特別税額控除の創設で、所得税から控除し切れなかった分を翌年度の個人住民税から控除しようとするもの等。

国民健康保険税条例の一部改正

介護納付金課税限度額を9万円から10万円に引き上げるもの。

平成20年度補正予算について

（一般会計）

歳入歳出とも精算により169,146千円減するもので、歳出では地域情報通信基盤整備工事費等の減が54,000千円、生活保護扶助費の減が60,182千円などで、歳入では特別交付税が147,926千円交付になり、予定していた基金繰入金148,212千円を取りやめ、逆に45,981千円基金積立するもの。

（国民健康保険特別会計）

保険給付費等の精算により、1億5千万円の減額。

市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例・市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例・市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例・市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づきそれぞれの期末手当（勤勉手当）を02か月引き下げるもの。